

H29 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
1	旭町	「丹波ニュー風土記の里」整備構想の促進について	本市の景観アドバイザーから、地域の景観資産を整理するよう助言を得ています。登録範囲を幅広く模索し、景観資産登録の提案地域は平野沢公園を限定せず、旭町を含めた丹波ニュー風土記の里の構想の区域で登録提案することで検討を進めていたっており、市としても地域や府と連携を図り、景観資産登録を目指したいと考えています。	まちづくり推進部長	①実施	府景観資産登録の提案に向けて、市としましては地域と府と連携を図り、現地確認や意見交換を重ねたのち、登録提案書を提出しており、現在、京都府において審査中です。
			現在の整備実施計画も範囲を拡げて見直しの必要があり、昨年度から史跡国分寺跡整備検討委員会を開催しており、計画的な整備を進めていきたいと考えています。また丹波国分寺跡・丹波国分尼寺跡・千歳車塚古墳の整備・平の沢の景観保護等川東全域を対象として将来的な整備を考える必要があると認識しており、引き続き旭町の皆様と連携・協力し協議していきたいと考えます。	教育部長	③検討	現在、「史跡丹波国分寺跡整備検討委員会」を開催して、丹波国分寺跡の整備計画の見直しを行っています。今後、短期・中期的な計画を立て、整備工事を実施していく予定です。旭町自治会をはじめ「丹波NEW風土記の里整備構想促進協議会」と連携・協力し、丹波国分寺跡の活用について協議していきたいと考えます。
2	旭町	境川の改良について	境川土砂災害対策は、京都府砂防事業により土砂流出は抑制する計画ですが、山階区の墓付近については砂防指定区域外であるため亀岡市・南丹市の両市で整備を進めるものであります。 また境川の整備について、亀岡市においては三俣川圃場整備で実施された農業用排水路を整備することで検討しています。排水路下流は、南丹市区域となるのでその部分の対応については、南丹市において実施してもらうように協議しています。今後集中豪雨等により被害発生が懸念されていることもあるため、各関係機関と調整を行ったうえ、両区・両行政合同での協議の場を設定したいと考えます。	土木建築部長	③検討	平成29年11月1日京都府園部総合庁舎において京都府、亀岡市、南丹市で境川における土砂対応に係る打合せを実施しました。
3	旭町	北谷川(通称荒神河原)下流の整備について	砂防河川北谷川は、昨年度にもご説明しましたとおり、京都府において平成23年度から問題解決に向けた調査検討がされています。市道美濃田平野線から上流側は砂防指定されており京都府の事業となりますが、下流側につきましては亀岡市の事業となります。下流側の流末処理を小口地区のほ場整備事業で整備した排水路を利用し平の沢池へ流下させるルートで千歳町、馬路長町自治会及び関係者の了解を得るところです。また下流域は市対応となりますが、旭町内で整備を行い河川改修の優先順位について境川が第一優先と報告を受けています。	土木建築部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
4	旭町	印地区の臭気について	臭気については、以前から旭町の切実な問題として地域こん談会でとりあげてもらっており、対応をさせていただいています。しかしながら当地域については悪臭防止法による規制地域ではないこと、また当該事業場が隣市に所在することの理由から法規制による指導ができません。 現在の対応としては、月2回の現地確認及び臭気の観測を実施しこの結果を関係機関に報告し、情報共有・連携を図り、更には、規制基準に基づく指導の場合は、関係機関が一体となるべく、働きかけを行っています。また、地元の皆さまからの苦情につきましては、関係機関を通じて事業者へ改善を依頼しております。 調査結果等については、毎年4月の印地区総会にて報告しております。この場を意見交換の場として、継続的に出席し、今後も引き続き報告をさせていただき考えです。	環境市民部長	①実施 ②実施予定	本件に関しては、月2回の監視パトロール及び臭気確認の実施を実施し、発生源事業所に対する監視を継続することで、事業者の意識改善を促しているところです。 今後につきましても、京都府等関係機関と情報共有を図り、近隣住民の皆さんの御意見等もお聞きしながら状況の改善に向けて努めて参りたいと考えます。
			畜産環境に対する指導については、南丹広域振興局、南丹家畜保健衛生所、南丹保健所及び亀岡市また南丹市と巡回指導を行っております。 牛舎内の清掃状況、糞尿処理状況など「飼養衛生管理基準」及び「家畜排せつ物法に基づく基準」により今後も関係機関と確認をまいります。	産業観光部 農政担当部長	③検討	こん談会での回答のとおりです。

H29 地域こん談会まとめ

番号	自治会名	こん談事項	こん談会開催時の回答内容	回答者	取組状況	取り組み状況の説明事項
5	旭町	空家対策について	<p>亀岡市では市外からの移住者で構成する亀岡市定住促進会議をしており、旭町のような農村の風景を残したところに住みたいというご要望も多くお聞きしています。空き家の登録と合わせて、京都府の移住促進条例に基づく移住促進特別区域の指定を受けていただきますと、空き家の利活用につながり補助も受けていただけることにもなりますので、ご検討をいただければと思います。</p> <p>また市内に在住している親元へ同居、あるいは同居でなくとも近居という形で市内へUターンで帰ってこられた子育て世帯への補助制度(亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金)が7月3日から始まりましたのでぜひご活用していただけたらと思います。</p>	市長公室長	①実施	<p>京都府移住促進条例に基づく移住促進特別区域指定につきましては、自治会に積極的に御協力をいただきましたおかげで、区域指定を行うことができました。今後は移住者の受入に向けて空き家の発掘が必要となってまいりますので、自治会におかれましても所有者への働きかけに御協力をお願いします。</p> <p>亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金につきましても、補助額は多くはありませんが、ぜひお子さまたちがUターンを検討いただくきっかけづくりとしてご活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
			<p>全国的にも空き家問題が顕在化している状況であり、一昨年「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。</p> <p>亀岡市においても市内で亀岡市空家等対策調整会議を設置し、情報共有や今後の事務事業の推進や取組等について協議を進めているところです。管理不全な空き家については、自治会や地域住民からの情報提供により、現地調査等を通じて所有者調査を行い、適正管理に依頼文書を送付する等、対策を計画的に進めてまいります。</p>	土木建築部 施設担当部長	②実施予定	こん談会時の回答のとおりです。
6	旭町	川東線の街路樹について	<p>街路樹の管理については約3年に一度剪定を実施しています。また繁茂するヒコバエについては、随時剪定を実施しているところです。また街路樹については平成24、25年度に防犯灯に近接し照明に支障のあったものを伐採した経過があります。</p> <p>街路樹については視距の妨げとなるなど交通の安全に支障となる樹木や周辺の田畑に影響を及ぼしている樹木については伐採をしていく必要があると考えますが、その伐採方法等については、景観も配慮しながら検討していきたいと考えております。</p>	土木建築部長	①実施	特に支障となる樹木については伐採を実施します。
7	旭町	平の沢池の交差点信号について	<p>平の沢池ですが、川東線沿いに植えられた街路樹は市で管理しており、樹木が原因で道路や信号機等の視距等に問題が生じる場合については、市で剪定等を行い対応しています。本交差点については桜の木の枝葉が原因して信号機が見づらい状況が生じていることは確認していますので、市職員による応急的な対応は行っています。引き続き、専門業者に依頼のうえ剪定を行い、信号機の視距を確保するよう対応します。なお、東側への信号機の設置については、公安委員会等に協議をするものとしします。</p>	土木建築部長	①実施	視距の妨げとなっていた桜の枝葉については剪定しました。
8	旭町	<p>【質問事項等】 旭町には「印字の梅田神社」「山階の天照皇太神社」「美濃田の松尾神社」があるが、観光客がレンタサイクルで回れるように大きな看板を設置できないか。</p>	案内看板は検討している箇所もあり、今言われた箇所の対応ができるかはわかりませんが、検討していきたいと考えています。	産業観光部長	③検討	<p>こん談会での回答のとおりです。</p> <p>市内統一したデザインの観光案内駒札を順次、設置・更新していきたいと考えています。</p> <p>梅田神社:平成26年度更新済み、松尾神社:本年度、更新予定、 天照皇太神社:今後、設置について検討</p>